

第15回監視専門調査会 厚生労働省説明資料

平成24年11月9日

災害救助法の概要

○「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第 118号)

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上)に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置 ② 食品、飲料水の給与 ③ 被服、寝具等の給与 ④ 医療、助産 ⑤ 被災者の救出
⑥ 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋 葬 ⑨ 死体の捜索及び処理 ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁:救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国庫負担:(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分 50/100

イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分 80/100

ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分 90/100

7 災害救助基金について

(1)積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額(最少額 500万円)を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)

災害弔慰金の支給

- (1)実施主体 市町村(特別区を含む)
- (2)対象災害 自然災害
- ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3)受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4)支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5)費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

- (1)実施主体 1に同じ
- (2)対象災害 1に同じ
- (3)受給者 (2)により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等を受けた者)
- (4)支給額 ア. 生計維持者 250万円
イ. その他の者 125万円
- (5)費用負担 1に同じ

東日本大震災における緊急の雇用労働対策について

雇用創出基金事業（平成23年度第1次補正予算にて500億円、第3次補正予算にて3,510億円の積み増し）

◆ 雇用復興推進事業

- 被災地域の本格的な雇用復興を図るため、以下の事業を実施する。
（実施可能地域：岩手、宮城、福島、青森、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県被災地域）

〔緊急雇用創出事業基金（重点分野雇用創造事業）：第3次補正予算にて1,510億円の積み増し〕

■ 事業復興型雇用創出事業

- ・ 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面からの支援を行う。
- ・ 「期間の定めのない」又は「1年以上の有期雇用で契約更新可能」な雇用が対象。
- ・ 平成27年度末まで支援。
※24年度末までに事業開始した場合に3年間支援

【実績】（岩手、宮城、福島）

- ・ 雇用計画数（平成24年度）【45,000人】
〔岩手：10,000人、宮城：21,000人、福島：14,000人〕
- ・ 支給決定【946件（4,385人）〔9月末日時点〕】

■ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

- ・ 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用など、雇用面でのモデル性がある事業で、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を実施する。
- ・ 「原則1年以上で更新可能」な雇用を対象とする。
- ・ 平成27年度末まで支援する。
※24年度末までに事業開始した場合に3年間支援

【実績】（平成24年9月末時点）

- ・ 雇用計画数【2,311人】〔岩手県：371人 宮城県：1,007人 福島県：792人 その他：141人〕
- ・ 雇用実績【1,556人】〔岩手県：274人 宮城県：931人 福島県：234人 その他：117人〕

◆ 震災等緊急雇用対応事業

- 東日本大震災により仕事を失われた方々の当面の雇用の場を確保するため平成23年度第1次補正で、重点分野雇用創造事業の震災対応事業を実施。

平成23年度3次補正で、基金を積み増すとともに、事業実施期間を延長して「震災等緊急雇用対応事業」として実施する。

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。

〔緊急雇用創出事業基金（重点分野雇用創造事業）：第1次補正予算にて500億円の積み増し + 第3次補正予算にて2,000億円の積み増し〕

活用状況（平成24年8月末時点で厚生労働省が把握している状況）

全国で約111,000人の雇用が創出される見込み。約98,000人の採用実績。

- 岩手県 県と市町村で約13,000人の雇用予定。 12,759人の採用実績。
- 宮城県 県と市町村で約17,000人の雇用予定。 15,279人の採用実績。
- 福島県 県と市町村で約17,000人の雇用予定。 21,436人の採用実績。



職業紹介

- ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業紹介を実施
 - (1) 除染、復興需要で生じる求人の開拓・確保
 - (2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施
また、個別相談の際に、就職先が未決定な理由等も把握し、求人情報等を郵送等により提供
 - (3) 広域職業紹介の実施
 - ・全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付金制度（「広域求職活動費（面接旅費）」「移転費（転居費）」の支給）の活用
 - (4) 出張相談の実施
 - ・ハローワークから仮設住宅等へ出向き、職業相談、雇用保険の手続きの相談、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
 - (5) 東北の被災者のため、合同就職面接会を開催

<実績> 被災3県(岩手・宮城・福島)における就職件数：11,683件（24年9月分：前年比14.2%減）



職業相談の様子(宮城局)



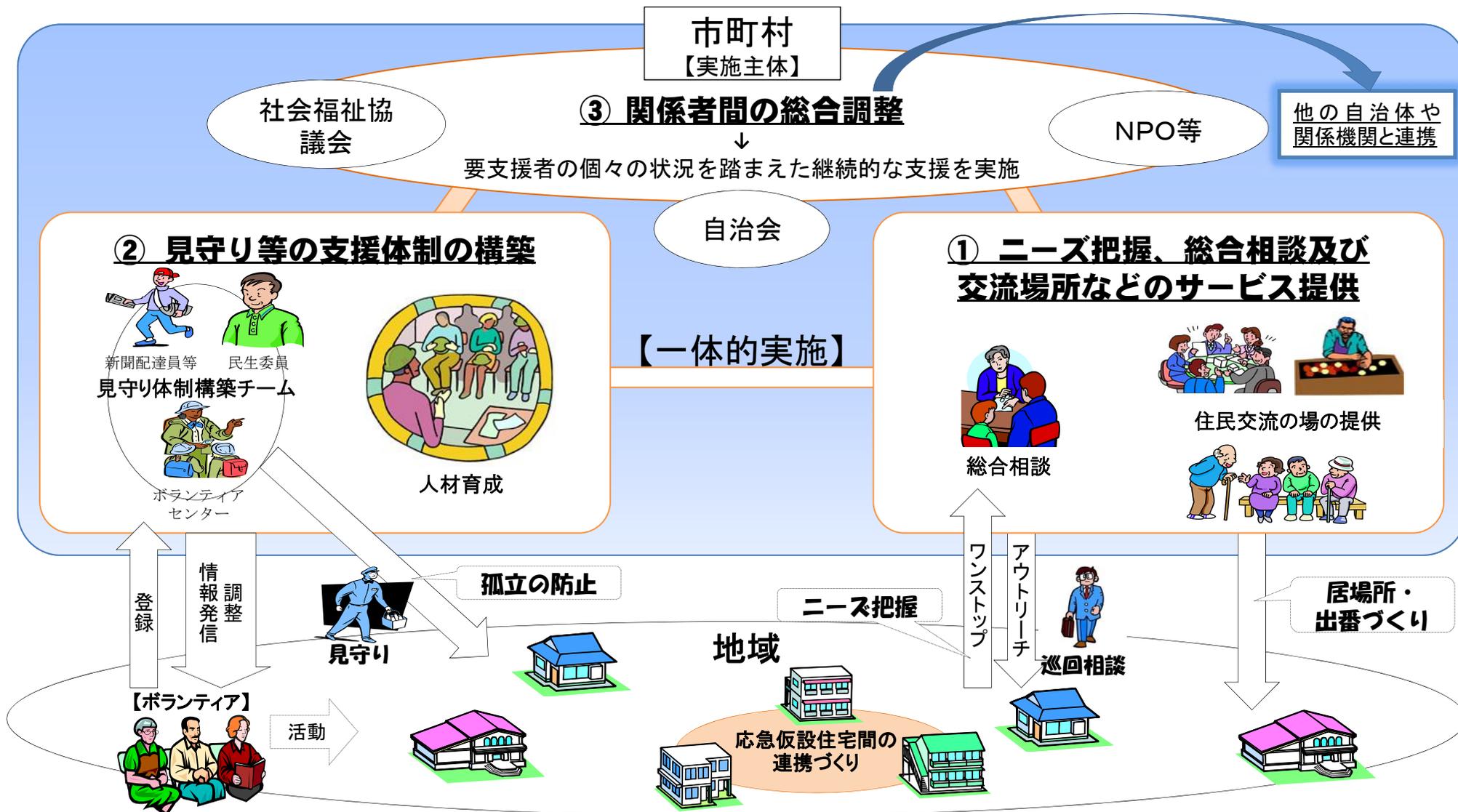
合同就職面接会(福島局)

地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



被災者の健康の確保(被災地健康支援臨時特例交付金)

平成23年度第3次補正 **29億円**

東日本大震災により長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者について、健康状態の悪化を防ぐため、今後とも継続的な保健活動を維持することが重要。

このため、被災自治体における健康支援活動の体制の強化を図るため、地域保健活動を担う専門人材の確保など、仮設住宅等を中心とした保健活動等への支援を行うもの。

【事業の対象地域】

仮設住宅が設置されている被災県

(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(既設)の積み増し)

うち、岩手、宮城、福島の3県を重点支援(各9.6億円)

【事業内容】

以下のような事業について、県、市町村の創意工夫により実施可能

- **保健活動支援事業**
 - ・被災地以外からの保健師等の人材確保
 - ・仮設住宅等居住者に対する継続的な巡回保健指導
- **巡回栄養・食生活指導事業**
 - ・仮設住宅での栄養改善を図るための管理栄養士やキッチンカーによる巡回指導
- 被災者の健康支援方策について、市町村等が実施する効果的な手法を検討する**協議会の運営**
- その他、自治体が必要と認める事業

事業例：全戸訪問プロジェクト(仮称)

1 全戸訪問による健康状況確認事業の実施

被災地の仮設住宅等への全戸訪問により、被災者の健康状態を確認し、その結果に応じて保健指導等を実施

2 被災地健診・保健指導の実施

個別訪問時に、特定健診等既存の健診機会が確保されていない方に対して、被災者健診(仮称)の受診を勧奨

3 各種健康支援事業の実施

健康課題に応じて、バランスのとれた調理方法等の指導や運動健康教室、健康相談会等の開催

被災者の心のケア支援事業 実施状況

平成23年11月21日 3次補正予算成立(約28億円)
12月 3県において、障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増し

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設

受託団体:岩手医科大学

- 中央センター
- 久慈地域センター
- 宮古地域センター
- 釜石地域センター
- 大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設

受託団体:宮城県精神保健福祉協会

- 基幹センター
- 石巻地域センター
- 気仙沼地域センター
- 市町村派遣

仙台市への補助
基金による増員

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設

受託団体:福島県精神保健福祉協会

- 基幹センター
- 県北方部センター
- 県中方部センター
- 県南方部センター
- 会津方部センター
- いわき方部センター
- 市町村派遣

相双地区の方部センター
→NPO法人に委託(なごみ)

心のケアセンターの業務

- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、震災型アウトリーチ事業の実施
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣